

匠瑛市脱炭素省エネ設備導入事業補助金 チェックシート(交付申請時)

提出者 申請者本人 申請者と同一世帯の構成員
 代理人(業者名) その他()

① 住所 番地

② 氏名

③ 連絡先 代理人 法人名
氏名(担当者)
電話

本チェックシートは、受付手続を円滑に進めるため、補助要件や提出物の確認を行うものです。申請書類に併せて提出をお願いいたします。

1 申請者等の要件【既存住宅断熱改修・高効率空調機器・高効率給湯器・蓄電池】

チェック欄	【補助対象要件のチェック】	備考
	申請者は、補助金の交付を申請する年度内に、補助金の交付対象となる事業を実施する者である。	
	申請者は、補助対象地域内(中央地区(八日市場口、八日市場ハ)・豊栄地区(飯倉)・豊和地区(大寺、飯塚、内山、米持)・椿海地区(春海))に、住民基本台帳の記録があり実際に居住している。 または、申請時点では補助対象地域に居住していないが、実績報告の期日までに、補助対象地域内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録される予定である。	
	申請者は、補助対象設備の設置に要する費用を負担し、補助対象設備を所有する者である。	リースまたはPPAで導入する場合を除く
	申請者は、匠瑛市暴力団排除条例に規定する暴力団員、暴力団員等または暴力団密接関係者ではない者である。	
	補助対象設備の設置を実施する住宅が、次のいずれかに該当する場合は、申請者はすべての所有者または共有者から補助事業の実施について承諾を得ている。 (A) 第三者が所有している場合 (B) 当該住宅に申請者以外の共有者がいる場合で、かつ、申請者自らが居住する住宅である場合	
	申請者は、補助対象設備に、国、県及び本市から本補助金以外の補助等を受けていない。	
	世帯の構成員全員が過去に同じ種類の設備で補助金の交付を受けていないこと。	違う種類の設備(エアコン→給湯器や給湯器→断熱改修)であれば再申請が可能
	実績報告の期間までに匠瑛市内に本店がある再生可能エネルギー電力の小売電気事業者等に電力契約を切り替えることができる。	
	市内施工業者による工事である。	高効率空調機器、高効率給湯機器を設置する場合のみ
	市税及び国民健康保険税の滞納がない。	
	申請年度の2月末日までに工事の完了し、かつ、2月末日までに実績報告書の提出が可能である。	

2 補助対象設備の要件

(1)既存住宅断熱改修

チェック欄	【補助対象要件のチェック】	備考
	設置する製品は、新品である。	
	設置する製品は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅の断熱リフォーム支援事業)」において補助対象となる製品である。	
	既存住宅断熱改修を行う住宅の改修率が、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅の断熱リフォーム支援事業)」のエネルギー計算結果早見表(地域区分6)に定める改修率を満たしている。	
	居間または主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等)を中心に改修している。	
	設置する高性能建材である断熱材並びに窓及びガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分(外気に接する部分)すべてに設置または施工している。	
	天井改修の場合は、改修する居室等にかかわらず、屋根の直下の天井及び外気に接する天井のすべてを改修している。	バルコニー等で改修が困難な部分を除く(天井全体面積の最大15%まで)

(2) 高効率空調機器及び高効率給湯機器

チェック欄	【補助対象要件のチェック】	備考
	設置する製品は、新品である。	
	設備を設置したを設置した後の住宅の想定年間消費電力量を賄うことができる再生可能エネルギー発電設備と接続する。	
	次に掲げるもので、従来の設備に対して二酸化炭素削減効果が得られるものである。 ① 自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器(エコキュート) ② LPガスを燃料とする潜熱回収型給湯器(エコジョーズ) ③ 高効率直圧式石油給湯器(エコフィール) ④ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(エコワン)その他のハイブリット給湯器	補助対象設備は経済産業省資源エネルギー庁「省エネ性能カタログ電子版」に登録された設備または登録設備と同等の性能を持つもの
	設備の新設または既存の設備の更新である。	

(3) 蓄電池

チェック欄	【補助対象要件のチェック】	備考	
	再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。		
	停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。		
	設置する蓄電池の容量は20Kwh未満であること。		
	蓄電池を設置した後の住宅の想定年間消費電力量を賄うことができる再生可能エネルギー発電設備と接続する。		
	次のすべての要件を満たすこと。		
A	蓄電池部(初期実効容量1.0kwh以上)とパワーコンディショナーその他の電力変換装置等から構成されるシステムで、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであり、かつ、そのシステム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。		
B	初期実効容量	初期実効容量とは、製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量とする。ただし、使用者が独自に指定できない領域は含まない。	算出方法は、JIS C 4413を参照すること。
	定格出力	定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は、W、kW、MWのいずれかとする。	
	保有期間	法定耐用年数の期間、適正な管理及び運用を図ることを明示すること。	
	廃棄方法	使用済み蓄電池を適切に廃棄または回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。また、蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。	【表示例】 「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へ御連絡ください。」
	アフターサービス	国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。	
C	蓄電池部の安全基準は、JIS C 8715-2またはIEC規格62619の規格を満足すること。		
D	蓄電システム部安全基準は、JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412規格の適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1またはJIS C 4412-2の規格も可とする。		
E	リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。	蓄電容量10kWh未満の蓄電池のみ	
F	メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。ただし、日本電機工業会規格(JEM)で定義された初期実効容量が1.0kwh未満の蓄電システムは対象外とする。	メーカー保証期間内の補償費用は無償であること、また販売店保証は対象外とする	

3 申請書類

(1) 共通書類

チェック欄	【補助対象要件のチェック】	備考
	第1号様式(地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付申請書)	
	第2号様式(補助対象設備の概要)	
	見積書その他の書類の写し	リースまたはPPAで導入する場合は不要
	リースまたはPPAで導入する場合は、そのリース事業者またはPPA事業者が購入する補助対象設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し	リースまたはPPAで導入する場合のみ
	第3号様式(リース料金又はPPAの算定根拠明細書)	リースまたはPPAで導入する場合のみ
	補助金交付申請書(第1号様式)第2面にある住民基本台帳の閲覧同意書への同意	同意が無い場合は続柄の記載された住民票謄本の写しを提出すること
	第4号様式(市税等納付状況確認同意書)	同意が無い場合は納税証明書の写しを提出すること
	補助対象設備が設置される住宅の地図 導入場所が記載された図面	次のすべての資料 ①住宅の位置が確認できる地図 ②建物の平面図・立面図
	住宅の所有者または共有者の全員から補助対象設備の設置の承諾を受けていることが確認できる書類または第1号様式(第1面)(承諾書)	申請者が住宅の所有者ではない場合または住宅に申請者以外の共有者がいる場合のみ
	法人に係る登記事項証明書(現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書)の写し	リースまたはPPAで導入する場合のみ
	財産処分制限期間満了までに必要な措置等を証明できる書類	リースまたはPPAで導入する場合のみ
	第5号様式(誓約書)	
	委任状(任意様式)	リースまたはPPAで導入する場合のみ
	本チェックシート	

(2) 既存住宅断熱改修

チェック欄	【補助対象要件のチェック】	備考
	既存住宅断熱改修に用いる高性能建材であるガラス、窓、断熱材及び玄関ドアの製品に係るメーカー、型式、性能その他の技術仕様が確認できる書類の写し	カタログや仕様書など
	既存住宅断熱改修を実施する建築物に係る登記事項証明書の写し	建物が登記されていない場合は次のいずれか1つの写し ① 固定資産税課税台帳記載事項証明書 ② 該当家屋の納税通知書 ③ 建築基準法第7条第5項または第7条の2第5項に規定する検査済証 ④ 建築台帳記載事項証明書 ⑤ 固定資産税評価証明書
	補助対象設備の設置予定図面(平面図及び立面図)	
	既存住宅の断熱改修前の現況写真	
	改修率計算表(参考様式)及び求積表(任意)	

(3) 高効率空調機器及び高効率給湯器

チェック欄	【補助対象要件のチェック】	備考
	補助対象設備のメーカー、型式、性能その他の技術仕様が確認できる書類の写し	カタログや「省エネ型製品情報サイト」の該当ページなど
	補助対象設備を設置する建築物に係る登記事項証明書の写し	
	補助対象設備の設置予定図面(平面図及び立面図)	
	補助対象設備の設置工事着工前の現況写真	

(4)蓄電池

チェック欄	【補助対象要件のチェック】	備考
	補助対象設備のメーカー、型式、性能その他の技術仕様が確認できる書類の写し	カタログや「蓄電システム登録済製品一覧」の該当ページなど
	補助対象設備を設置する建築物に係る登記事項証明書の写し	
	補助対象設備の設置予定図面(平面図及び立面図)	
	補助対象設備の設置工事着工前の現況写真	

(5)その他市長が必要と認める書類

必要に応じて、別途資料の提出をお願いすることがあります。

チェック欄	【補助対象要件のチェック】	備考